

障害者雇用率制度上における「障害者」の範囲

● 身体障害者

原則として、「身体障害者手帳」の等級が1級から6級に該当する者。

● 身体障害者のうち、重度身体障害者

身体障害者手帳の1級及び2級を交付された者。

● 知的障害者の範囲

「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター(以下「知的障害者判定機関」という。)によって知的障害があると判定された者。

● 知的障害者のうち、重度知的障害者の範囲

- (1) 手帳により程度が「A」とされている者。
- (2) 知的障害者判定機関により手帳の「A」に相当する程度とする判定書を所持する者。
- (3) 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。

● 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳を所持している者